

大阪市規則第80号

大阪市空家等対策協議会条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市空家等対策協議会条例施行規則（平成27年大阪市規則第216号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(庶務) 第2条 大阪市空家等対策協議会の庶務は、 <u>東成区役所</u> 、市民局、計画調整局及び都市 整備局において処理する。	(庶務) 第2条 大阪市空家等対策協議会の庶務は、 <u>東住吉区役所</u> 、市民局、計画調整局及び都 市整備局において処理する。

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。